

(11月定例議案)

- 1 議案名 徳島県立高等学校総合寄宿舍管理規則の一部を改正する規則
- 2 提案理由 徳島県立徳島寮の一部の供用を開始することに伴い、研修室の利用許可の手續及び利用の許可を受けた者の遵守事項について定める必要がある。
- 3 関係法規 徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十五号）

## 徳島県立高等学校総合寄宿舍管理規則の一部改正について

学校政策課

### 1 徳島県立徳島寮の研修室について

徳島県立徳島寮の改築・耐震改修工事に併せて、徳島県立徳島寮（男子寮）に入舎生の集会や高等学校部活動等での合宿等の際の宿泊室として利用できる研修室を整備する。

徳島県立徳島寮の研修室（以下「研修室」という。）を宿泊に利用するに当たっては、徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年徳島県条例第75号）により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないこととしており、当該許可に係る手続等について規則により定める必要がある。

### 2 規則改正の内容

研修室の利用許可の手続及び利用許可を受けた者の遵守事項について、次のとおり規定を追加する等の所要の改正を行う。

- (1) 研修室の利用について教育委員会の許可を受けようとする者は、研修室利用許可申請書を徳島県立徳島寮の管理者に提出しなければならないこととした。（第10条関係）
- (2) 研修室の利用許可を受けた者は、徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例及び徳島県立高等学校総合寄宿舍管理規則並びに教育長が別に定める研修室利用者心得を守らなければならないこととした。（第11条関係）

\*研修室利用者心得：体育学校安全課において別途策定。

- (3) 研修室利用許可申請書の様式を定めることとした。（様式第5号）

### 3 施行期日

平成27年12月21日とする。（徳島県立徳島寮（男子寮）の供用開始日）

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名 教育委員会学校政策課</p>
	<p>担当者名 安 崎 輝 彦</p>
	<p>電話番号 三 一 三 四</p>
<p>制 定 理 由 徳島県立徳島寮の一部の供用を開始することに伴い、研修室の利用許可の手續及び利用の許可を受けた者の遵守事項について定める必要がある。</p>	
<p>あ ら ま し</p> <p>一 徳島県立徳島寮の研修室の利用許可に係る手續及び利用許可申請書の様式を定めることとした。</p> <p>二 研修室の利用許可を受けた者の遵守事項について定めることとした。</p> <p>三 その他所要の整理を行うこととした。</p> <p>四 この規則は、平成二十七年十二月二十一日から施行することとした。</p>	
<p>予 算 上 の 措 置</p>	<p>考 備</p>
<p>関 係 法 規 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十六年徳島県条例第七十五号)</p>	
<p>法 令 審 査 会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則（昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号）の  
一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十七条」に改める。

第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

（利用の許可の手續）

第十条 条例第十四条の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、研  
修室利用許可申請書（様式第五号）を管理者に提出しなければならない。

（利用の許可を受けた者の遵守事項）

第十一条 利用の許可を受けた者は、条例及びこの規則並びに教育長が別に定める研修室  
利用者心得その他の規律を守らなければならない。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第5号 (第10条関係)

研修室利用許可申請書							
徳島県教育委員会 殿					年 月 日		
所在地又は住所							
高等学校名又は団体名							
申請者氏名					印		
(連絡先電話番号)							
徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例第14条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。							
利用目的							
利用泊数	泊	入舎日時	年	月	日	時	分
		退舎日時	年	月	日	時	分
引率責任者 職・氏名 (連絡先電話番号)		( )					
利用人数	利用者の区分	男	女	計	利用人数計		
	高校生	人	人	人	人		
	引率者						
	その他						
※備考欄		宿泊料計		※ 円			
次の様式による利用者名簿を添付すること。							
高等学校又は団体名							
引率責任者 職・氏名							
引率責任者 連絡先電話番号							
利用者氏名	性別	学年又は年齢	所属高等学校 等				
注 利用者は引率者も含めて記載すること。							

※の欄には、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成二十七年十二月二十一日から施行する。

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号。以下「条例」という。）<del>第十七条</del>の規定に基づき、徳島県立高等学校総合寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号。以下「条例」という。）<del>第十三条</del>の規定に基づき、徳島県立高等学校総合寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(利用の許可の手続)</p> <p><del>第十条</del> 条例第十四条の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、<del>研修室利用許可申請書（様式第五号）を管理者に提出しなければならない。</del></p>	<p>(新設)</p>
<p>(利用の許可を受けた者の遵守事項)</p> <p><del>第十一条</del> 利用の許可を受けた者は、<del>条例及びこの規則並びに教員長が別に定める研修室利用者心得その他の規律を守らなければならない。</del></p>	<p>(新設)</p>
<p>(教員長への委任)</p> <p><del>第十二条</del> この規則に定めるもののほか、寄宿舎の管理運営に関し必要な事項は、<del>教員長が定める。</del></p>	<p>(教員長への委任)</p> <p><del>第十条</del> この規則に定めるもののほか、寄宿舎の管理運営に関し必要な事項は、<del>教員長が定める。</del></p>